

平成25年度
寒川町国民健康保険運営協議会（第5回）会議次第

日時：平成26年 2月14日（金）

午後1時00分から

場所：議会第1会議室

1. 開会

2. 議題

- (1) 平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算について
- (2) 平成26年度国民健康保険事業特別会計予算について
- (3) 国民健康保険料の不納欠損について
- (4) 国民健康保険条例の一部改正について
- (5) 重要な審議事項の報告（案）について

5. その他

- ・70歳代前半の被保険者の一部負担金軽減特例措置見直しについて
- ・国保データベース（KDB）システムに関する個人情報保護審議会について

6. 閉会

平成25年度3月補正(案)

資料 1

1. 補正の目的

平成25年度保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金確定等のため

2. 補正予算額

(歳入)

(千円)

内容	補正前の額	補正額	計	備 考
(国民健康保険料) 現年分保険料	812,974	4,938	817,912	医療給付費分
	381,835	△ 6,531	375,304	後期高齢者支援金分
	136,115	△ 2,858	133,257	介護納付金分
計	1,330,924	△ 4,451	1,326,473	

国保基金積立金利子	10	19	29	
計	10	19	29	

(繰入金) 保険基盤安定繰入金	100,881	3,176	104,057	保険基盤安定繰入金 (保険料軽減分)
	28,383	1,420	29,803	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)
(繰入金) 財政安定化支援事業 繰入金	17,412	△ 145	17,267	
計		4,451		

歳入計		19		
-----	--	----	--	--

(歳出)

(千円)

内容	補正前の額	補正額	計	備 考
財政調整基金積立金	212,835	19	212,854	

歳出計		19		
-----	--	----	--	--

平成 26 年度国保事業特別会計の概要

平成 26 年度予算、歳入歳出の総額は 5,658,379 千円で、前年度当初予算額と比較して 0.92%、51,650 千円の増加となりました。

<歳入>

1. 国民健康保険料

被保険者から徴収する保険料は、国保法第 76 条に基づき今年度における国民健康保険事業に要する費用から、国庫負担金等で賄われる部分を除いたものです。

○医療給付分

医療給付費分は、被保険者全員に賦課されます。医療分の基礎となる医療費は給付実績をもとに推計しています。

○後期高齢者支援分

後期高齢者支援金分は歳出の「後期高齢者支援金」により、被保険者全員に賦課されます。

○介護分

介護納付金分は、40 歳から 64 歳の被保険者に賦課され、基礎となるものは歳出の「介護納付金額」になります。

2. 国庫支出金

○療養給付費負担金

一般被保険者の医療費などの支出に対し、国が定率で 32% 負担するものです。前期高齢者交付金分は控除されます。

○高額医療費共同事業負担金

歳出で計上している「高額医療費共同事業拠出金」の 1/4 を国が負担します。

○特定健康診査等負担金

特定健康診査に対する負担金で、受診費用を国の基準単価で算出しその 3 分の 1 を国庫で負担するものです。

○財政調整交付金

定率では、普通調整交付金 7%、特別調整交付金 2% ですが、町（神奈川県）では調整を受け、全額は交付されていません。

3. 療養給付費等交付金

退職被保険者分の医療費などに充当される交付金です。この交付金は、退職被保険者分の医療費などの費用額から、退職被保険者分の保険料を差し引いた、残りの金額を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

4. 前期高齢者交付金

65歳以上の被保険者を前期高齢者とし、その割合に応じて交付される交付金です。20年度からの制度改正によって創設された交付金です。

概略は、前々年度の医療費実績や被保険者数に、国が決めた伸び率を乗じ、当年度の概算分として交付され、2年後に精算されます。

5. 県支出金

○高額医療費共同事業負担金・特定健康診査負担金

国庫支出金と同様です。

○特定健診等負担金

国庫支出金と同様に県も健診費用の3分の1を負担します。

○都道府県財政調整交付金

国の療養給付費負担金と同様に一般被保険者の医療費や、後期高齢者支援金・介護納付金などが算定の基礎となります。

6. 共同事業交付金

高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業からの交付金です。歳出の拠出金の金額から、過去の実績をもとに推計します。

7. 繰入金

保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金までは法定繰入で、その他一般会計繰入金が法定外の繰入です。

○保険基盤安定繰入金

軽減分は、低所得者層の保険料を法定で軽減した場合に、その軽減部分を県が4分の3、町が4分の1補填するものです。

支援分は、軽減対象の被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合を公費（国2分の1、県が4分の1）で支援するものです。

○職員給与費等

人件費のほか、国保事務経費等が含まれます。

○出産育児一時金等繰入金

歳出の出産育児一時金の3分の2を繰り入れるものです。

○財政安定化支援事業繰入金

低所得者や高齢者が多いなど、保険者たる市町村の責めに帰することができない理由による国保財政への影響を勘案して算定した額を国が交付税措置で補助し、係る費用を繰り入れるものです。

○その他一般会計繰入金

保険料の額を算定する際、歳出の医療給付費に対して、国庫や県費、支払基金交付金等の歳入を差し引いて足りない部分を保険料で賄いますが、収納できない保険料に当たる額及び、町単独事業により調整交付金に影響を受ける額を一般会計から繰り入れ、被保険者の負担を軽減しています。

基金繰入金

一般会計の予算編成も大変厳しい状況から、国保財政運営のため、国保財政調整基金を活用しています。

8. 繰越金

前年度のからの繰越金です。

そのほか、歳入には、延滞金、第三者納付金、返納金、指定公費負担医療立替金、証明手数料等があります。

<歳 出>

1. 総務費

総務費の内容は、人件費などの国保運営事業事務経費のほか、国保連合会への負担金や共同電算委託料、賦課徴収費などが含まれます。

2. 保険給付費

いわゆる「医療費」に当たるもので、歳出全体の約70%が保険給付費です。被保険者の高齢化や医療技術の向上により、年々医療費は増えてきています。

○療養諸費

療養給付費は、医療機関に現物給付される医療費で、外来、入院、歯科、調剤費用などがあります。療養費は、現金給付の部分で主にあんま、はりなどやコルセットなどの治療装具の代金、また、被保険者証を提示せず受療した際の給付などです。

○高額療養費

世帯ごとに決められた限度額を超えて被保険者が支払った医療費の一部を支給するものです。申請により支給しますが、町では月ごとに計算し、該当者した被保険者に通知しています。

○高額・介護合算療養費

21年度から開始され、医療分と介護保険の自己負担分の合計で判定するものです。

○出産育児一時金

支給額は1件42万円で、審査支払手数料もあわせて計上しています。

○移送費

負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により移送された場合の費用補填を行うものです。

3. 老人保健拠出金

老人保健制度は平成20年度から廃止となり、過誤調整等の精算分及び事務費分となっています。

4. 介護納付金

国から全国の保険者共通の単価が示され、40歳から64歳の被保険者数に応じて納付する介護保険制度に対する納付金です。

5. 後期高齢者支援金等

老人保健制度に変わり創設された、後期高齢者医療制度への支払いです。介護納付金と同様に、全国平均の計算係数により支援金の額が算定されます。

6. 前期高齢者納付金等

後期高齢者支援金等と同じく、「高齢者の医療の確保に関する法律」で規定されたもので、各保険者の加入者のうち、65歳以上の前期高齢者の割合が大きい保険者は交付金を受け、小さい保険者は納付金を払うこととなります。高齢者の加入割合が多い市町村国保は交付金を受けることになり歳入で交付金を見込んでいます。

交付金を受けていながら納付金を払うのは、過大な納付金になる保険者の、その過大になった部分を全保険者で按分し納付するため、受け取る交付金と相殺されないため歳出科目に計上してあります。

7. 共同事業拠出金

国民健康保険団体連合会が、事業主体となって実施している、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業への拠出金が主なものです。

高額医療費共同事業は、1件80万円以上の高額な医療費の59%を市町村の拠出金で交付し、国及び県でも市町村拠出金の4分の1に相当する額を負担します。

保険財政共同安定化事業は、1件30万円以上の医療費のうち、8万円を超え80万円までの部分の59%を交付金で交付されます。

8. 保健事業費

○保健衛生普及費

制度広報費は、国保制度の周知のための費用で、広報資料、エイズパンフレット、ジェネリック薬品パンフレット等の購入費です。また、医療費通知を年4回、ジェネリック医療費差額通知を年2回送付しており、この郵送料も計上しています。

○特定健康診査・保健指導事業費

20年度から始まった特定健康診査・特定保健指導に係る費用は、受診率等を見込み算定しています。かながわ保健指導モデル事業にかかる費用も計上しています。

9. 基金積立金

国保事業安定のための財政調整基金への積立金です。

10. 公債費

一時的な資金不足となった場合に、金融機関から借入をする際の利息です。

11. 諸支出金

○一般被保険者過年度保険料還付金

前年度の日付まで遡って資格を喪失した時などに還付となる保険料の予算です。

○指定公費負担医療立替金

70歳以上の被保険者については、法律上2割負担ですが、国の負担で1割としているため、現金給付となった場合に、いったん保険者が負担するための予算です。なお、指定公費負担医療立替金の財源は、指定公費負担医療立替交付金として同額が計上されています。

12. 予備費

医療費等の歳出額は推計であり、急激な医療費高騰時等に備えるものです。ある程度の予備費は確保したいが、保険料に影響するため考慮して算定します。

平成26年度国民健康保険事業特別会計予算(案)

歳入

	26年度当初予算額	25年度当初予算額	差額	増減割合
国民健康保険料	1,561,609,000円	1,551,255,000円	10,354,000円	0.67%
一般	1,417,813,000円	1,404,824,000円	12,989,000円	0.92%
現年度	1,345,313,000円	1,330,924,000円	14,389,000円	1.08%
医療	867,037,000円	812,974,000円	54,063,000円	6.65%
支援金	351,448,000円	381,835,000円	△30,387,000円	△7.96%
介護	126,828,000円	136,115,000円	△9,287,000円	△6.82%
滞納繰越分	72,500,000円	73,900,000円	△1,400,000円	△1.89%
医療	49,100,000円	50,700,000円	△1,600,000円	△3.16%
支援金	16,300,000円	16,300,000円	0円	同額
介護	7,100,000円	6,900,000円	200,000円	2.90%
退職	143,796,000円	146,431,000円	△2,635,000円	△1.80%
現年度	141,396,000円	144,031,000円	△2,635,000円	△1.83%
医療	74,522,000円	73,381,000円	1,141,000円	1.55%
支援金	33,317,000円	36,868,000円	△3,551,000円	△9.63%
介護	33,557,000円	33,782,000円	△225,000円	△0.67%
滞納繰越分	2,400,000円	2,400,000円	0円	同額
医療	1,500,000円	1,500,000円	0円	同額
支援金	500,000円	500,000円	0円	同額
介護	400,000円	400,000円	0円	同額
国庫支出金	937,926,000円	903,257,000円	34,669,000円	3.84%
療養給付費等負担金	862,612,000円	830,529,000円	32,083,000円	3.86%
高額医療費共同事業負担金	30,491,000円	27,294,000円	3,197,000円	11.71%
特定健診・保健指導負担金	9,052,000円	8,701,000円	351,000円	4.03%
財政調整交付金	35,771,000円	36,733,000円	△962,000円	△2.62%
普通調整交付金	34,793,000円	33,388,000円	1,405,000円	4.21%
特別調整交付金	978,000円	3,345,000円	△2,367,000円	△70.76%
療養給付費等交付金	296,992,000円	339,251,000円	△42,259,000円	△12.46%
前期高齢者交付金	1,562,168,000円	1,542,462,000円	19,706,000円	1.28%
県支出金	278,423,000円	283,819,000円	△5,396,000円	△1.90%
高額医療費共同事業負担金	30,491,000円	27,294,000円	3,197,000円	11.71%
特定健診等負担金	9,052,000円	8,701,000円	351,000円	4.03%
都道府県財政調整交付金	238,880,000円	247,824,000円	△8,944,000円	△3.61%
普通調整交付金	155,620,000円	164,139,000円	△8,519,000円	△5.19%
特別調整交付金	83,260,000円	83,685,000円	△425,000円	△0.51%
共同事業交付金	540,438,000円	525,716,000円	14,722,000円	2.80%
高額医療費共同事業交付金	112,209,000円	103,720,000円	8,489,000円	8.18%
保険財政共同安定化交付金	428,229,000円	421,996,000円	6,233,000円	1.48%
利子及び配当金	10,000円	10,000円	0円	同額
繰入金	469,616,000円	439,762,000円	29,854,000円	6.79%
一般会計繰入金	414,616,000円	394,762,000円	19,854,000円	5.03%
保健基盤安定繰入金	148,007,000円	129,264,000円	18,743,000円	14.50%
軽減分	116,589,000円	100,881,000円	15,708,000円	15.57%
支援分	31,418,000円	28,383,000円	3,035,000円	10.69%
職員給与費	87,490,000円	94,286,000円	△6,796,000円	△7.21%
出産一時金	22,400,000円	23,800,000円	△1,400,000円	△5.88%
財政安定化	17,266,000円	17,412,000円	△146,000円	△0.84%
その他繰入	139,453,000円	130,000,000円	9,453,000円	7.27%
基金繰入金	55,000,000円	45,000,000円	10,000,000円	22.22%
繰越金	10,000,000円	20,000,000円	△10,000,000円	△50.00%
諸収入	1,194,000円	1,194,000円	0円	同額
延滞金	500,000円	500,000円	0円	同額
預金利子	1,000円	1,000円	0円	同額
雑入	513,000円	513,000円	0円	同額
一般第三者納付金	500,000円	500,000円	0円	同額
退職第三者納付金	1,000円	1,000円	0円	同額
一般返納金	10,000円	10,000円	0円	同額
退職返納金	1,000円	1,000円	0円	同額
老健拠出金返還金	1,000円	1,000円	0円	同額
指定公費負担医療立替交付金	180,000円	180,000円	0円	同額
証明手数料	3,000円	3,000円	0円	同額
歳入合計	5,658,379,000円	5,606,729,000円	51,650,000円	0.92%

歳出

	26年度当初予算額	25年度当初予算額	差額	増減割合
総務費	88,288,000円	97,556,000円	△9,268,000円	△9.50%
総務管理費	70,315,000円	76,607,000円	△6,292,000円	△8.21%
職員給与費	60,355,000円	59,126,000円	1,229,000円	2.08%
国保運営事業	4,188,000円	11,778,000円	△7,590,000円	△64.44%
診療報酬共同電算委託	5,417,000円	5,348,000円	69,000円	1.29%
連合会負担金	355,000円	355,000円	0円	同額
賦課徴収費	17,683,000円	20,544,000円	△2,861,000円	△13.93%
運営協議会費	290,000円	405,000円	△115,000円	△28.40%
保険給付費	3,846,003,000円	3,826,218,000円	19,785,000円	0.52%
療養諸費	3,411,781,000円	3,369,590,000円	42,191,000円	1.25%
一般療養給付費	3,118,134,000円	3,031,735,000円	86,399,000円	2.85%
退職療養給付費	234,472,000円	273,505,000円	△39,033,000円	△14.27%
一般療養費	45,256,000円	48,697,000円	△3,441,000円	△7.07%
退職療養費	1,990,000円	4,173,000円	△2,183,000円	△52.31%
審査支払手数料	11,929,000円	11,480,000円	449,000円	3.91%
高額療養費	394,402,000円	414,708,000円	△20,306,000円	△4.90%
一般高額療養費	362,101,000円	373,181,000円	△11,080,000円	△2.97%
退職高額療養費	32,301,000円	41,527,000円	△9,226,000円	△22.22%
高額・介護合算	1,200,000円	1,200,000円	0円	同額
一般高額介護合算療養費	1,000,000円	1,000,000円	0円	同額
退職高額介護合算療養費	200,000円	200,000円	0円	同額
移送費	2,000円	2,000円	0円	同額
一般移送費	1,000円	1,000円	0円	同額
退職移送費	1,000円	1,000円	0円	同額
出産育児諸費	33,618,000円	35,718,000円	△2,100,000円	△5.88%
葬祭諸費	5,000,000円	5,000,000円	0円	同額
老人保健拠出金	31,000円	31,000円	0円	同額
老健医療費拠出金	1,000円	1,000円	0円	同額
老健事務費拠出金	30,000円	30,000円	0円	同額
介護納付金	309,168,000円	305,263,000円	3,905,000円	1.28%
後期高齢者支援金等	768,488,000円	766,369,000円	2,119,000円	0.28%
後期高齢者支援金	768,434,000円	766,315,000円	2,119,000円	0.28%
事務費拠出金	54,000円	54,000円	0円	同額
前期高齢者納付金	557,000円	451,000円	106,000円	23.50%
前期高齢者納付金	503,000円	399,000円	104,000円	26.07%
前期高齢者関係事務費拠出金	54,000円	52,000円	2,000円	3.85%
共同事業拠出金	572,738,000円	531,178,000円	41,560,000円	7.82%
高額医療費拠出金	121,967,000円	109,179,000円	12,788,000円	11.71%
その他共同事業拠出金(年金)	3,000円	3,000円	0円	同額
保険財政共同安定化事業拠出金	450,768,000円	421,996,000円	28,772,000円	6.82%
保健事業費	48,142,000円	44,879,000円	3,263,000円	7.27%
保健衛生普及費	1,517,000円	1,508,000円	9,000円	0.60%
制度広報	195,000円	195,000円	0円	同額
医療費通知	1,322,000円	1,313,000円	9,000円	0.69%
特定健康診査等事業費	46,625,000円	43,371,000円	3,254,000円	7.50%
特定健康診査事業費	46,283,000円	43,112,000円	3,171,000円	7.36%
保健指導事業費	342,000円	259,000円	83,000円	32.05%
基金積立金	10,000円	10,000円	0円	同額
公債費(借入金利息)	300,000円	300,000円	0円	同額
諸支出金	4,654,000円	4,474,000円	180,000円	4.02%
一般還付金	4,220,000円	4,040,000円	180,000円	4.46%
退職還付金	252,000円	252,000円	0円	同額
療給負担金返納金	1,000円	1,000円	0円	同額
療養交付金返納金	1,000円	1,000円	0円	同額
指定公費負担医療立替金	180,000円	180,000円	0円	同額
予備費	20,000,000円	30,000,000円	△10,000,000円	△33.33%
歳出合計	5,658,379,000円	5,606,729,000円	51,650,000円	0.92%

歳入合計	5,658,379,000円
歳出合計	5,658,379,000円
差し引き	0円

平成25年度国民健康保険料の不納欠損処分について

国民健康保険料は、負担能力に応じて賦課しており、世帯の国保加入状況と所得状況によって計算しているため、全ての世帯に賦課が発生しています。

国民健康保険には自営業や無職の人などが多く加入しており、景気低迷の影響を受け、保険料の納付が滞る者も多くなっています。

その対応として、滞納者への電話催告、口座振替の勧奨、休日納付相談窓口の開設などのほか、資格証の交付や財産差押等の滞納処分を実施しています。

また、平成23年度からは、徴収アドバイザーの指導を受け、効果的な滞納整理に変更、高額滞納者を中心に滞納処分を実施しています。

なお、国民健康保険の保険料の時効（徴収権の消滅）は2年であり、資力のない滞納者は滞納処分もできません。調査の結果、資力なしと判定された場合には、生活困窮による執行停止処分を適用し、不納欠損を行いました。

今年度分の不納欠損の内容は下記のとおりです。

・ 世帯数 5 3 7 世帯

・ 金額 4 6, 0 6 5, 1 6 9 円

滞納繰越調定額・不納欠損額の推移

年度	滞納繰越調定額 (円)	内訳	現年分	不納欠損額 (円)
			滞納繰越分	
平成19年度	472,975,379		157,191,333	91,078,224
			315,784,046	
平成20年度	472,811,903		151,358,207	98,039,605
			321,453,696	
平成21年度	497,472,311		176,838,222	98,902,862
			320,634,089	
平成22年度	478,796,615		146,081,084	118,189,305
			332,715,531	
平成23年度	354,499,765		119,632,212	163,593,376
			234,867,553	
平成24年度	325,103,252		117,485,033	74,018,649
			207,618,219	
平成25年度	(26年1月末現在 徴収未済額を記載)		531,831,542	46,065,169
			208,697,754	

収納率を上げるための取り組み

1. 滞納者への対応

- ・資格証明書・短期証の交付

「寒川町国民健康保険料滞納者の被保険者証等の取扱いに関する要綱」に基づき、短期証・資格証を交付することにより、納付交渉の機会を増やす。また、給付の差し止め額から滞納保険料への充当を行っています。

※平成26年1月末現在

・資格証明書	: 243世帯
・短期証	: 369世帯

- ・滞納処分の実施

所得や資産があるにもかかわらず、保険料を滞納している悪質な滞納者に対しては給与、預金等の差押えを実施しています。

※平成26年1月末現在 54件（うち、移管案件 15件）

2. 納付しやすい環境づくり

- ・休日納付相談

滞納整理強化のため、毎月、休日納付相談の窓口を開設しています。

電話等で連絡がとれない滞納者は、直接自宅を訪問し納付交渉を実施しています。

- ・コンビニ収納

金融機関や役場窓口は納付できる時間が制限されるため、平成24年6月からコンビニエンスストアでの納付取り扱いを開始しました。

※平成26年1月末現在 全納付書払い中のコンビニ扱い率 53.5%

3. 今年度の滞納整理の状況

- ・徴収アドバイザーの指導による高額滞納者への強制執行、搜索・動産差押えの実施
- ・内部徴収担当による高額滞納者を中心とした滞納整理を実施するとともに、その他の職員も初期の滞納者の発生を防ぐための窓口対応を行った。
- ・生活状況を把握し、多重債務者については町民相談担当と連携し弁護士相談案内を実施。
- ・過払金債権取立訴訟は勝訴し、取立額は滞納保険料に充当した。
- ・滞納者の資力状況を判断した上で、執行停止処分を行った。
- ・滞納者の管理体制強化（来庁予定者の管理や分割納付状況の確認等）
- ・重複滞納者に対し、収納対策課と共同で滞納整理を行い、「寒川町徴税及び公課に係る徴収事務一元化に関する規程」により、過年度滞納者について収納対策課への移管事務を行った。

※25年度移管件数 179件

国民健康保険料 不納欠損
理由別世帯数、欠損額の推移

	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	世帯数	不納欠損額	世帯数	不納欠損額	世帯数	不納欠損額	世帯数	不納欠損額	世帯数	不納欠損額
生活困窮	952	86,694,712	915	106,044,747	1,046	150,316,554	651	61,482,756	487	41,266,359
居所不明	33	1,727,740	31	1,971,410	25	2,825,922	60	5,692,890		
職権消除	74	5,403,690	73	6,270,388	65	5,732,010	45	5,173,683	42	4,240,480
死亡	39	3,737,590	32	3,676,650	29	4,351,840	18	1,517,940	5	392,550
その他	5	1,339,130	4	226,110	4	367,050	2	151,380	3	165,780
計	1,103	98,902,862	1,055	118,189,305	1,169	163,593,376	776	74,018,649	537	46,065,169
現年収納率	89.48%		90.68%		92.22%		92.57%		66.56%(1月末)	
過年収納率	11.84%		11.04%		24.39%		25.17%		24.20%(1月末)	
全体収納率	75.69%		75.28%		80.82%		82.50%		60.31%(1月末)	

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充（国民健康保険税）

大綱の概要

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円（現行14万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円（現行12万円）に引き上げる。

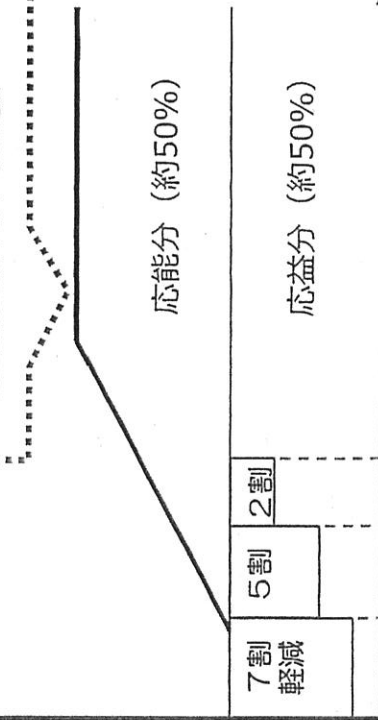
低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げ等を行う。

改正内容

<現行>

保険税額

- 課税限度額（現行）
 基礎課税額：51万円
 後期高齢者支援金等課税額：14万円
 介護納付金課税額：12万円



- 軽減判定所得（現行）
 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
 + 24.5万円 × (世帯主を除く被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
 + 35万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

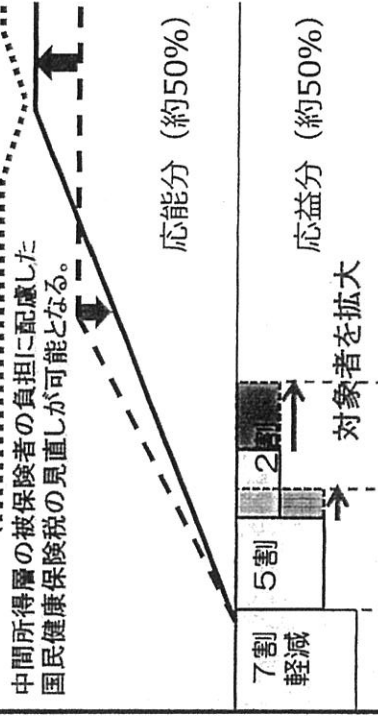
所得額

<改正後>

保険税額

- ① 課税限度額を引き上げる
 ■ 課税限度額（改正後）
 基礎課税額：51万円
 後期高齢者支援金等課税額：16万円
 介護納付金課税額：14万円

中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険税の見直しが可能となる。



- 軽減判定所得（改正後）
 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
 + 24.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
 + 45万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

所得額

② 5割軽減・2割軽減の基準額を見直す

平成25年度寒川町国民健康保険運営協議会 重要な審議事項の報告（案・2）

平成25年度の国民健康保険運営協議会は、計5回の会議を開催し、国民健康保険事業に係る重要な事項について審議しましたので、寒川町国民健康保険運営協議会規則第8条の規定により次のとおり報告いたします。

今年度の運営協議会では、長年の検討課題である、国民健康保険料の資産割賦課のあり方について「平成24年度の重要な審議事項の報告」をもとに検討し結論を出すとともに、関連する保険料賦課割合について議論いたしました。

資産割賦課については、これまでの議論により廃止することが望ましいと集約されました。

また、保険料賦課割合の見直しについても、所得階層別に保険料試算を行い被保険者への影響を検討いたしました。

協議の中で、負担割合、賦課割合の変更は保険料への影響が大きいため委員から、「段階的に実施したほうがよいのではないか」等の意見がありましたが、今後の医療制度改革の動向を鑑み、平成29年度までには変更終了するのが望ましいことから、変更は1回で行い、事前の広報を丁寧にすることが重要不可欠であると確認しましたので報告いたします。

なお、国民健康保険料の資産割賦課廃止及び賦課割合の変更について、平成26年度中に被保険者への広報及び条例整備の事務手続きを行い、平成27年度の実施を要望します。

また、医療制度改革を進めている国の動向に注視し、時期を逃さず対応できる体制を整えていただくよう合わせて要望します。

添付資料：審議内容一覧

寒川町長 木 村 俊 雄 様

平成26年 月 日

寒川町国民健康保険運営協議会

会長 早乙女 昭